



富士市告示第130号

振動規制関係法令の規定により市長が指定する事項（平成13年富士市告示第22号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月28日

富士市長 小長井 義正

第2号に次のように加える。

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富士市告示第 22 号

振動規制関係法令の規定により市長が指定する事項を次のとおり定めたので、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の規定により告示する。

平成 13 年 3 月 13 日

富士市長 鈴木 清 見

振動規制関係法令の規定により市長が指定する事項は、次の各号に掲げる法令及びその規定により定められる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する地域

(2) 法第 4 条第 1 項の規定に基づき市長が定める規制基準

別表の区域の区分の項に掲げる区域の区分に応じ、規制基準の欄に定めるとおり。ただし、指定地域内に所在する次に掲げる施設（以下「学校等の施設」という。）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内にあっては、同表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所

ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

オ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

(3) 振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「省令」という。）別表第 1 号の付表第 1 号の規定に基づき市長が指定する区域

ア 第 1 種区域の 1 として定められた区域

イ 第 1 種区域の 2 として定められた区域

ウ 第 2 種区域の 1 として定められた区域

エ 第 2 種区域の 2 として定められた区域のうち、学校等の施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

(4) 省令別表第 2 の備考 1 の規定に基づき市長が定める区域

ア 第 1 種区域 指定地域のうち第 1 種区域の 1 及び第 1 種区域の 2 として定められた区域

イ 第 2 種区域 指定地域のうち第 2 種区域の 1 及び第 2 種区域の 2 として定められた区域

(5) 省令別表第 2 の備考 2 の規定に基づき市長が定める時間

ア 昼間 午前 8 時から午後 8 時まで

イ 夜間 午後 8 時から翌日の午前 8 時まで

附 則

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

別表

区域の区分			規制基準	
種別		該当区分	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夜間 (午後8時から 翌日の午前8時 まで)
第1種区域	1	騒音規制法に基づく第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第1種区域	2	騒音規制法に基づく第2種区域	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域	1	騒音規制法に基づく第3種区域	70 デシベル	60 デシベル
第2種区域	2	騒音規制法に基づく第4種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第3条第1項の規定に基づき市長が定めるそれぞれの区域をいう。
- 特定工場等が属する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から3年間は従前の規制基準を適用する。